

用語解説

あいうえお

◆アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

建築基準法別表第2(り)項第3号(13)、(13の2)、(ぬ)項第1号(21)の用途に供するものをいいます。

◆移転

同一の敷地内において建築物等の位置を移動することをいいます。

◆ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設

建築基準法施行令第138条第2項第2号及び第3号で規定する遊戯施設が該当します。

◆煙突

土地に独立して造られる煙突をいいます。建築物に設けられる煙突は建築設備に該当し、建築物に含まれます。

◆汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの

建築物に該当しないもので、建築基準法施行令第130条の2の2各号に掲げる用途に供するもの(建築基準法施行令第130条の2の3各号のいずれかに該当するものを除く)が該当します。

かきくけこ

◆改築

従前の建築物等を除却し、これと用途、規模、構造が著しく異なるものを造ることをいいます。

◆開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいいます。

◆架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

送電のための電線路、有線電気通信のための電話線路等の柱状の工作物が該当します。

◆建築面積

建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。(建築基準法施行令第2条第1項第2号)

◆高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

その他これらに類するものとして、飼料、肥料、穀物、セメント、石油、ガスなどの貯蔵施設が該当します。また、建築物に設けられる高架水槽等は建築設備に該当し、建築物に含まれます。

さしすせそ

◆再生資源

資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいいます。

◆自動車車庫の用途に供するもの

建築物に該当しない機械式駐車装置が該当します。

◆修繕

既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事のことをいいます。なお、外観の変更を伴わない修繕については、届出不要です。

◆新設

敷地に新たに工作物を造ることをいいます。

◆新築

敷地に新たに建築物を造ることをいいます。

◆装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)

オブジェ、宗教的なシンボル等が該当します。また、屋外広告物を掲出する物件とは、主として屋外広告物を設置する目的で設置する工作物のことをいいます。

◆増築

敷地内の既存の建築物の延べ面積を増やすことをいいます。

たちつてと

◆高さ

建築物については、地盤面からの高さをいいます(建築基準法施行令第2条第1項第6号)。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは、当該建築物の高さに算入しません。また、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しません。

なお、工作物については、建築物の高さに準じます。

◆築造面積

工作物の水平投影面積のことをいいます。(建築基準法施行令第2条第1項第5号)

◆鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

携帯電話基地局、電波塔、風力発電施設等の柱状の工作物が該当します。

はひふへほ

◆廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいいます。

まみむめも

◆模様替

既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なる工事のことをいいます。

やゆよ

◆擁壁、柵、塀

擁壁とは、建築基準法施行令138条第1項第5号に該当するものをいいます。柵、塀とは、建築物のない土地に造られる柵、塀をいい、建築物の敷地に造られるものは、建築物に含まれます。